

神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター人事に関する覚書

令和2年6月9日

神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター運営委員会

本覚書は、神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター運営委員会（以下CPS 運営委員会）が定める、神戸大学大学院理学研究科附属惑星科学研究センター（以下センター）設置要項第12条2項に記されたセンター職員選考に関する覚書である。

以下の場合についてのべる。

1. 学術研究員、教育研究補佐員ならびに事務補佐員等の場合
 2. 理学研究科教員（特命教員、特任教員）として採用し、センターへ主配置する研究員の場合
 3. 学外の研究者を非常勤講師として採用する場合
 4. 理学研究科の教員を研究員とする場合
 5. 学内外の者を協力研究員とする場合
-
1. 学術研究員、教育研究補佐員ならびに事務補佐員等の場合
 - 1) センター長は予算根拠をもつプロジェクト担当センター職員等からの提案を受け、採用手続きを始める。
 - 2) 候補者の募集を公募で行う場合、センター長は理学研究科事務課の協力の下その文案を作成し、CPS運営委員会に人事方針と公募文案等の説明を行い、了承を得た後、公募を開始する。
 - 3) 公募を行わない場合、センター長はCPS運営委員会に人事方針の説明を行い、了承を得る。
 - 4) 候補者の選考はセンター長が設置した人事委員会によって行う。
 - 5) センター長は、最終候補者をCPS運営委員会に報告する。
 2. 理学研究科教員（特命教員、特任教員）として採用し、センターへ主配置する研究員の場合
 - 1) センター長は予算根拠をもつプロジェクト担当センター職員等からの提案を受け、採用手続きを始める。
 - 2) センター長は理学域長に対し当該人事の説明を行い、その着手の了承を得た後、センター内に人事委員会を設置する。
 - 3) 候補者の募集を公募で行う場合、センター長は、理学研究科事務課の協力の下

公募文案を作成し、CPS 運営委員会に人事方針と公募文案等の説明を行い、了承を得た後、公募を開始する。

- 4) 公募を行わない場合、センター長はCPS運営委員会に人事方針の説明を行い、了承を得る。
- 5) 候補者の選考はセンター長が設置した人事委員会によって行う。
- 6) センター長は、最終候補者をCPS運営委員会に提案し、了承を得た後、理学域会議に附議する。
- 7) 関係する専攻から大学院教育への参加が要請された場合、センター長がエフォート率等を下にこれを許可できると判断する場合には、これを認めるものとする。

3. 学外の研究者を非常勤講師として採用する場合

2. 理学研究科教員の場合に準ずるものとする。

客員教員とする場合にはCPS研究員、しない場合にはその他の職員とする。給与を支給しない場合には予算根拠は不要である。

4. 理学研究科の教員を研究員とする場合

- 1) センター長は、候補者をCPS運営委員会に提案、審議了承を得る。
- 2) 研究員の任期は当該年度末までの最長1年とし、再任を妨げない。

5. 学内外の者を協力研究員とする場合

- 1) センター長は、候補者をCPS運営委員会に提案、審議了承を得る。
- 2) 研究員の任期は当該年度末までの最長1年とし、再任を妨げない。

附 則

本覚書は令和2年6月9日から実施する。